

プレジャーボートの指導・監視活動の総括について

令和 5 年度のプレジャーボート利用のハイシーズン（4 月～9 月）が終了したが、その結果概要は以下のとおりであった。

1. 実施体制

- 会計年度任用職員 B（航行規制水域監視用務）
 - ・週 3 日勤務 1 名
 - ・主に土、日、祝日等休日の監視船による湖上監視・取締業務に従事。
- 会計年度任用職員 C（琵琶湖レジャー監視、指導補助業務）
 - ・週 4 日勤務
 - ・4 月および 10 月：2 名体制 5 月～9 月：4 名体制で実施
 - ・基本的に陸上監視・取締業務に従事
- 琵琶湖レジャー対策係員
 - ・湖上監視については、係長以下 3 人の職員が交替で対応
 - ・必要に応じて陸上監視・取締業務や啓発活動に同行。
 - ・執務時間中の苦情申し出への対応
（監視活動のタイミングが合えば、会計年度任用職員に対応を依頼）

2. 実施内容

- 4 月～5 月
 - ・警察関係（本部地域課、大津北署、高島署、彦根署、を訪問し、夏季のハイシーズンに向けた協力依頼を行った。
 - ・マリナー事業者を訪問し、啓発活動および各種協力依頼を行った。
 - ・県内各所で啓発看板や幟旗等の設置を行った。
- 5 月～9 月
 - ・陸上監視は、苦情申し出が多いポイントを中心に箇所を絞って基本的に連日実施した（荒天時を除く。）。
 - ・湖上監視は 5 月～7 月中旬までと 9 月は日曜日を中心に、7 月下旬～8 月についてはほぼすべての休日（お盆期間も含む）に実施した。（荒天時を除く。）
 - ・7 月 17 日（月）には、近江舞子付近の湖岸において県警および国交省との合同啓発を実施した。
 - ・プレジャーボート利用者に対して指導等を行い、その際に揚降場所が特定できた場合は、その都度、該当のマリナー事業者に対しても指導や注意喚起を行った。

3. ここ数年で改善できた点

- 監視船の運航回数を増やした。
R 2：33 回、 R 3：38 回、 R 4：40 回、 R 5：40 回
- 期間中は、空白日をなくすべく連日監視活動を実施（陸上のみ、あるいは湖上・陸上とも）し、機動性の点で改善が図れた。
- 苦情申し出者やマリナー事業者に対し可能な限り接触し、直接話をするように努めた。

- 監視地点について、苦情等の問題が発生している地域に監視時間を集中させ、実効性のある監視を行った。湖上監視と陸上監視で監視地点を分担することにより、琵琶湖全体の課題がある地域に広く監視を行った。
- 違反者に対する指導はもちろん、違反の無い場所においても、操船者への声掛けを徹底し、生活環境被害の未然防止を強化した。
- 湖上監視において、苦情申し出が多くなる時間帯を考慮し、監視船の運航時間帯をこれまでより約1～1.5時間程度後ろ倒しすることにより、条例違反行為を抑制するよう取り組んだ。
- 最もプレジャーボートの利用者が多く、それに伴って苦情申し出も多くなるお盆期間（本年度は8/11（祝）～8/13（日）（14～16日は悪天候のため中止））に、連日監視船を運航した。これにより、複数あった苦情申し出（県警経由を含む）に対して速やかに対応することができた。

4. 取組の結果

- 条例第14条に基づく停止命令の交付件数…8件 ← 過去最多
- 指導・警告件数…88件
- 苦情申し立て件数…R4年度 12件 → R5年度 18件
- 大津市南小松については、これまでもプレジャーボートが多く、課題のある地域であるものの、日々の指導・啓発により規制内容の周知が図れてきているものと思慮される。また、地元観光協会からも監視活動で助かっているとの声を頂いている。

5. 課題

- 監視箇所や時間を集中させることで、一定の改善が図れた地域も多くあるが、逆にこれまで苦情の無かった（少なかった）地域においても、騒音苦情が頻発しており、監視日時や箇所の再検討が必要である。
- 3区域（彦根市松原、彦根市八坂町、高島市横江浜）で航行規制水域への指定要望が出されており、今後、利用状況の調査を行いながら、監視を強化し、生活環境被害の抑制に努めていく。